

金融商事の目



中村廉平

商工中金組織金融部担当部長・
立教大学法学部兼任講師

A B L 法制に関する実務的 所感

いわゆる A B L (アセット・ベースト・レンディング) については、今年1月11日の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においてもその活用促進に改めて言及があり、2月5日には、A B Lによって「貸出条件緩和債権」に該当しない場合が金融検査マニュアル上明確化されるなど、官民挙げての取組みが本格化している。他方、A B Lに関連する法領域においても活発な議論が展開されている。以下、中小企業金融の実務の観点から、A B Lを取り巻く議論について所感を述べたい。

1 「集合債権論」の意味

現行の中小企業金融における A B L では、多くの場合、特定の得意先に対する債権に限定して担保設定が行われている。もちろん、債務者の製品が得意先以外に販売されることもあるが、それが従来と同程度の規模にとどまる限りは「通常の営業の範囲」に属するとして債務者の自由に委ねられる。こうした販売によって得られた売掛債権まですべて担保設定しなければならないという要請は、通常はさほど大きくない。

つまり、多くの A B L における債権譲渡担保は、第三債務者が特定・限定された、シンプルな将来債権譲渡担保である。したがって、必ずしも「集合債権論」のような新規性のある法的議論に立ち入らずとも、中小企業金融における A B L の普及促進は可能であると感じている。

2 「固定化」論の方向性

債権保全段階におけるいわゆる担保目的物の「固定化」に関して、そのタイミングをどう考えるか、あるいはそもそも「固定化」という概念整理自体が必要なのかという点を巡って議論が喧しいところである。

在庫から売掛金へと化体する「商流」重視型の A B L 融資実務の観点から指摘しておきたいのは、「固定化」論の要否についてどの立場を

とるにせよ、在庫動産担保と売掛債権担保とで取扱いの整合性が確保されることが極めて重要であるという点である。例えば、在庫動産担保が「固定化」していないのに売掛債権担保が「固定化」しているという状況が生じることは、明らかに当事者の期待に反する。また、売掛債権の回収の結果として預金口座への入金がなされるが、入金後の口座残高から相殺等で回収できる範囲と、担保の効力が及ぶ売掛債権の範囲がどのような関係に立つのかという視点も必要であろう。「固定化」論を巡っては、動産担保、債権担保および預金担保(相殺)のすべての次元で統合的な理論の構築が望まれる。

3 倒産局面における「将来債権」の取扱い

A B L が将来債権譲渡担保を不可避的に伴う以上、先般公表された「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」第18の4(4)に示された考え方については慎重な検討が必要である。すなわち、同試案は、将来債権の譲受人は、譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないとの考え方を示している。しかし、これを突き詰めると、債務者の倒産手続開始後に管財人が締結した契約に基づき発生する債権には譲渡の効力が及ばないとの考えにつながりかねない。もし、将来の債務者倒産の局面において D I P 型民事再生が選択されるのか、管理型民事再生・会社更生が選択されるのかによって譲渡されたはずの債権の範囲に差が生じるとなると、金融機関が A B L を供与するに際して将来債権についての合理的な担保評価など行えるはずがない。このような不安定さが生じるとすれば、A B L に対する金融機関の利用意欲が損なわれ、全体として中小企業金融の可能性を狭める結果となることが懸念される(中間試案に関する具体的な意見表明は別稿に譲る)。

諸外国の法制にも目を配りつつ、より実務の現状を踏まえた議論が進展していくことを切に期待する。

(Renpei NAKAMURA)